

LITTLEFUSE, INC. v. MERSEN USA EP CORP.事件、上訴番号2021-2013 (CAFC、2022年4月4日)。  
Prost裁判官、Bryson裁判官、Stoll裁判官による審理。マサチューセッツ州地区地方裁判所(Talwani  
裁判官)の判決を不服としての上訴。

#### 背景:

Littlefuse社は、ヒューズエンドキャップに関する特許を侵害でMersen社を提訴した。独立クレームは、取付用カフ、端子、および、取付用カフと端子の間に延びる固定用ステムを含むエンドキャップに関するものである。従属クレームは、さらに、エンドキャップの単一ピースの実施形態を定義している。クレームの解釈にて、Mersen社は、独立クレームは、固定用ステムが取付用カフを端子に取り付ける複数ピースの実施形態のみを対象とするよう解釈されるべきであると主張した。Littlefuse社は、独立クレームは、複数ピースの実施形態と、取付用カフと端子が一体設計に従って形成されている単一ピースの実施形態の両方を対象とすべきであると主張した。

地方裁判所は、「固定用ステム(fastening stem)」という用語を「他の構成部品を取り付けまたは結合するステム(stem that attaches or joins other components)」という意味に解釈し、独立クレームの文脈では、固定用ステムは取付用カフを端子に取り付けるものであるとした。地方裁判所は、この解釈により、従属クレームに記載された単一ピースの実施形態は除外されると結論づけた。Littlefuse社は地方裁判所のクレームの解釈を不服として上訴した。

#### 争点/判決:

地方裁判所が、独立クレーム中の「固定用ステム(fastening stem)」という用語を、単一ピースの実施形態を排除する(preclude)よう解釈したことは誤りであったか。然り、原判決は取り消しとされ、本件は差し戻しとなった。

#### 審理内容:

CAFCは、地方裁判所の独立クレームの解釈はクレームの平易な文言と矛盾しており、明細書は独立クレームが単一ピースの実施形態を対象とすることを排除して(preclude)いないと判断した。CAFCは、適切なクレームの解釈はクレームの平易な読み方から始めるべきであると述べ、判例に基づき、クレームの解釈は、独立クレームの範囲を余計なものにしないよう、従属クレームと区別して解釈されるべきであるとした。この場合、従属クレームは単一ピースの実施形態を明確に定義しているため、CAFCは、このことは独立クレームが複数ピースの実施形態に限定されないという説得力のある証拠であると判断した。しかし、CAFCは、この推定は、審査経過(prosecution history)や明細書に示された反対の解釈によって覆される可能性があることを指摘した。CAFCは、審査経過に説得力のある証拠を見い出せなかった。

CAFCは、明細書において、固定用ステムは複数ピースの実施形態でのみ言及されていると指摘した。しかし、CAFCは、裁判所はクレームに記載の発明をそのような好ましい実施形態に限定すべきではなく、明細書は固定用ステムが単一ピースの実施形態にも見い出せないことを教示していない、とした。この点について、CAFCは、「ヒューズエンドキャップが単一の材料から形成されている[場合]、取付用カフの側面から突出するステムを想定することができる(one can envision a stem that projects from the side of the mounting cuff [when] the fuse end cap is formed from a single piece of material)」と推論している。従って、CAFCは、独立クレームが単一ピースと複数ピースの両方の実施形態を対象とすると結論付けたことを踏まえ、地方裁判所に再検討のため本件を差し戻しとした。